

平成31年度事業計画

I 調査研究事業（公益目的事業1）

国、地方公共団体、企業等からの委託を受け、港湾、航路等における海上工事に伴う付近航行船舶等に対する航行安全対策、通常を超える大型客船等の受入れに関する航行安全対策等について、学識経験者、海事関係者及び関係官庁で構成する委員会を設置して所要の調査、検討を行って取りまとめる。

II 海難防止活動事業（公益目的事業2）

1 海難防止運動の推進

海難防止運動である「海の安全運動」については、全国海難防止強調運動実行員会で定められた重要事項を踏まえるとともに、平成30年度の運動の分析・評価等を行い、地域の特性・特色を加味した実施計画を定め、年間を通じて効果的に実施して海難防止を図ることとする。

また、新たな交通ビジョン（平成30年4月20日、交通政策審議会海事分科会船舶交通安全部会）において、ウォーターアクティビティに関しては「民間団体との連携による安全意識の高揚」を取り組むべき事項としていることを踏まえ、「海の安全運動推進連絡会議」においても、ウォーターアクティビティ等に係る安全啓発を積極的に実施するため、平成31年度においては、関係ショップに対し、ウォーターアクティビティ等の安全啓発のためのリーフレットの配布に係る協力をお願いするとともに、安全啓発のためのウェブサイトの公開を開始し、必要に応じて改善を行うこととする。さらに、安全情報等の収集・提供地域については、相模湾全域に拡大するほか、平成30年7月、8月の2か月間における人身海難の多発状況（速報値）や、首都圏・中部圏からの来訪者による事故の発生状況を考慮し、下田地区（伊豆）、銚子地区及び千葉地区（館山）へ拡大していくこととする。

2 東京湾における荒天時の走錨等に起因する事故防止対策の策定及び周知

東京湾には、エネルギー関係等の重要な施設、工業地域における危険物取扱施設、パイプライン等に加えて空港、東京湾横断道路等の重要な構築物や危険物積載船が錨泊する重要な錨地（以下「重要構築物等」という。）が存在しており、荒天時、多数の船舶が錨泊していることから、走錨等によってこれらが損傷し、又は重要な錨地で事故が発生した場合には、社会・経済活動等に大きな被害が発生するおそれがある。

このため、平成31年度に学識経験者、海事関係者及び関係官庁からなる委員会を設け、平成30年9月4日に発生した関西国際空港連絡橋への油タンカー衝突事故を受け、海上保安庁で行われた有識者検討会の結果を踏まえ、東京湾における荒天時の走錨等に起因する事故防止対策について、平成28年度に実施した荒天時走錨防止対

策の検討の成果物である内航船向けのリーフレットの内容を見直しするとともに、内航船以外の船舶についても、走錨防止及び走錨等による事故防止対策を多言語のリーフレットに取りまとめ、これらの船舶に配布し、走錨の防止及び走錨等に起因する重要構築物等に係る事故防止を図ることとする。

※上記1及び2の事業は、（公財）日本海事センターの補助金を受けて行う。

3 地域連絡会の開催

海難防止に関する関係法令、行政指導事項、海上工事实施計画、当協会の事業活動等の周知を行うとともに、有識者による海難防止に関する講演を行い、また、各地域会員からの提案、要望等を聴取するため、会員等を対象に神奈川、東京及び千葉の各地域において地域連絡会を開催する。

平成31年7月 神奈川地域、東京地域及び千葉地域

平成32年2月 神奈川地域・東京地域(合同開催)及び千葉地域

4 航行安全情報管理事業の実施

港湾、航路等における海上工事の施工に当たり、その周辺海域を航行する一般船舶の航行安全を図るとともに、工事関係船舶の事故を防止するため、国、地方公共団体等の委託を受け、航行安全情報管理室を設置するなどして、工事作業海域及びその周辺海域の監視、各種情報の収集・整理・提供、一般船舶及び工事関係者に対する助言・指導等を実施する。

5 安全講習会の開催等海事関係者等の要請に応じ、海難防止、航行安全等に関する講習会を随時開催し、また、講師派遣を行う。

III その他の事業

1 会報の発行

当協会の活動状況、海上交通の安全に関する情報、投稿記事等を掲載した会報を年1回、500部発行し、会員のほか関係機関や会員以外の希望者に配布する。

2 ホームページによる情報提供

ホームページに当協会の活動状況、航行安全情報、各種のお知らせなどを掲載する。掲載内容は随時更新し、リアルタイムな情報の提供に努めるとともに、一層の内容の充実を図ることとする。